

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年1月までの期間及び59年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年1月まで  
② 昭和59年1月から61年3月まで

申立期間①について、私が会社を辞めて国民年金に加入する時に、市役所の担当者から、さかのぼって国民年金保険料を支払うことができると聞いて、市役所の窓口で保険料をまとめて現金で支払った。

また、申立期間②について、昭和59年ごろまで町内会で国民年金保険料を支払っていたが、町内会による集金が無くなったので、それ以降は自分で銀行の窓口で同保険料を納付した。

申立期間①及び②について国民年金保険料を納付したのに、オンライン記録では、納付済みとなっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和47年2月ごろに払い出されていると推察される上、当該期間は、国民年金任意加入対象期間であることから、申立人は、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、保険料を納付することができない。

また、申立人が提出した国民年金手帳及びA市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿には、いずれも昭和47年2月7日に国民年金の資格を取得し、被保険者種別が任意加入であったことが記載されている上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人が提出した国民年金手帳及びA市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿には、いずれも昭和59年1月1日に

国民年金の被保険者資格を喪失したことが記載されている上、国民年金被保険者台帳管理簿には、当月に資格を喪失したことが記載されている。

また、A市が保管している国民年金被保険名簿には、昭和59年1月4日喪失申出と記載されていることから、申立人は、申立期間②においては国民年金の被保険者資格を喪失していたと考えられ、ほかに、申立人が申立期間②において国民年金に加入していた形跡はうかがえない。

加えて、申立期間①及び②において、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 富山国民年金 事案 168

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から58年3月まで

学生であった20歳の時に、A市から加入案内が届き、母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。

しかし、ねんきん特別便を確認すると未納となっている。払ったことは間違いないので、納付済みであることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった20歳の時に、その母が国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付したとしている。

しかし、申立人は加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立人の母からも証言を得られないことから、当時の状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年9月ごろに払い出されており、このころに国民年金の加入手続が行われたと推測される上、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であることから、この時点で申立人は、さかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、平成6年5月に会社を退職した後、A市の窓口で国民年金の手続をした際、国民年金と厚生年金保険の手帳2冊を持参し、1冊にまとめてもらったとしているが、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の資格取得日が同年5月21日と記載されている上、A市が保管している国民年金被保険者名簿でも、申立期間に係る申立人の国民年金に係る記録は確認できない。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年9月まで

昭和51年10月に結婚する前、A市役所へ行き国民年金の未納について窓口で聞いた。その後、家に未納分の保険料が2万3,000円と書かれたものが送られてきて、この金額なら払えると思い支払った。最近、社会保険事務所(当時)で、この金額ならおおむね2年分の保険料であると聞いたので、そうであれば申立期間の2年分の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前にA市の窓口で国民年金保険料の未納について聞き、その後、未納分の保険料が2万3,000円と記載されたものが送られてきたため支払い、これが申立期間の保険料と思っているので、未納になっているのはおかしいと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期及び納付場所についての記憶があいまいであり、当時の納付状況は不明である。

また、保険料の納付について申立人は、送られてきた一枚のレンガ色の紙に2万3,000円と書いてあり、払える金額だったので払ったとしているのみで、その用紙がどこから送付されたものなのか不明であるとしており、送付されてきたと主張する用紙も当時の過年度納付書の様式と異なっている。

さらに、A市の国民年金被保険者カード及び国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)のいずれの記録も、申立期間においては保険料が未納となることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 1 日から 57 年 3 月 21 日まで

私は、昭和 55 年 9 月に A 社を退職した後、知人であった B 社の社長の誘いを受け、56 年 3 月 1 日に同社に入社し、63 年 6 月 4 日に退職するまで継続して調理や配達の仕事をしていた。

雇用保険の記録では、昭和 56 年 3 月 1 日から B 社で加入記録があるのに、オンライン記録では申立期間について厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚(4人)の証言により、申立人は、申立期間において B 社に継続して勤務していたことが推認される。

しかし、申立人及び元同僚(3人)の証言により、申立期間における B 社の従業員は、少なくとも 15 人いたと考えられるが、オンライン記録により、このうち少なくとも 7 人に、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社は、当時、全従業員に対して厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「B 社と同じ事業主が経営する別の事業所において、1 時間ぐらい配達の仕事をしていた。」としているが、これについて、同社の元同僚(2人)は、「申立人は、申立期間において同社と当該事業所を掛け持ちで働いており、同社での 1 日の勤務時間は、5 時間も無かった。」と証言していることから、当時、申立人の同社での勤務時間は、事業主が従業員を厚生年金保険に加入させる目安である所定労働時間の 4 分の 3 未満であった可能性がうかがえる。

さらに、B 社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(マイク

ロフィルム)によると、整理番号に欠番は無く、申立人の氏名が記載されていないことが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 21 日から同年 10 月 21 日まで  
昭和 49 年 10 月に A 区の B 社に入社し、51 年 10 月 20 日に退職するまで継続してタクシー乗務員の仕事をしていたのに、オンライン記録では、同年 4 月 21 日に厚生年金保険の資格を喪失していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において B 社で勤務していたことが推認される。

しかし、B 社が加入する C 基金の記録により、申立人は、当該厚生年金基金を昭和 51 年 4 月 21 日に中途脱退(異動事由は自己都合)していることが確認できる上、同社の総務担当者及び申立期間当時の同社労働組合の委員は、「同社は、乗務員の欠勤等の勤務状況によっては、途中から厚生年金保険の資格を喪失させることがあった。」と証言している。

また、昭和 51 年 1 月から同年 12 月までの期間に、B 社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元同僚 20 人のうち、3 人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後も雇用保険の被保険者資格が 2 か月から 24 か月継続していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、厚生年金保険の適用を従業員によって異なる取扱いとしていた状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。